

会計学 XI

企業会計法

江村 稔責任編集

中央経済社

昭和五十七年三月十日 第一版発行

企業会計法

総編集 黒澤 清

責任編集 江村 稔

発行者 渡辺 正一

発行所 株式会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町一の三の二

電話 (二九三) 三三三 (編集部)

振替口座・東京 〇一八四三三 (営業部)

印刷・厚 製 徳 本 社 二

活丁・乱丁本はお取替え致します

4621
ISBN4-481-10443-0 C3334

総編集のことば

本年は、戦後わが国の会計学界に一大転機をもたらした「企業会計原則」公表三十周年に当たるが、それは奇しくも、中央経済社創立三十周年の時期に合致する。ここに公刊する「体系近代会计学」全十四巻は、中央経済社の創立三十周年を記念する出版企画であるとともに、この三十年の歳月の流れの間における、わが国会計学のすべての分野にわたる系統的発展を刻み、かつ、将来の進歩のための道しるべをうち建てようとする試みでもある。

このような会計学のランドマークを建立しようという試みは、これまですでに十年毎に行われてきた。第一回目は、社業創立十周年を記念した「体系近代会计学」全九巻であり、第二回目は、社業創立二十周年を記念した「近代会计学大系」全十巻である。

第三回目が、今回の「体系近代会计学」全十四巻である。こうして十年毎に建ててきたランドマークは、わが国会計学の前進への指南車の役割を担うものといっても過言ではあるまいと思う。今やまさにランドマークというよりは、新しいビーコンと言うべきではあるまいか。

最近における会計学の発展は、その幅においても、その深みにおいても、大いに目をみはるに足るものがあ

る。その幅は、法会計学と経済会計学という二つの境界領域にまたがり、その境界のなかの広い場において、会計学の固有の領域はますます深みを加えつつある。その学問的基礎をなすものは、「会計学基礎理論」と「会計測定理論」である。近年における測定理論の発達は、現代会計学に科学的基礎を与えたものといえることができる。

このような土台の上に、「財務会計論」、「業績評価会計論」、「資金会計論」、「監査論」等すなわち「測定および伝達の体系」としての固有の会計学の領域が開発されてきたのである。しかもこの測定および伝達の体系としての会計学の範囲は、さらにこの十年来、「会計史及び会計学史」、「物価変動会計」等新しい研究開発によって拡大され、その深みを増すとともに、多彩な展望を与えるにいたった。とくに、近年注目すべきものは、国際会計基準の発展である。会計諸基準の国際的改善統一運動は、創始されてから、まだ日は浅いけれども、日本をふくむ創立委員国九カ国に加えて、数十数カ国がすでに準会員国として参加するにいたり、将来の力強い発展が期待されている。

前述の二つの境界領域、法会計学と経済会計学を代表する研究業績についてもふれておかなければならない。前者については、「企業会計法」、「税務会計論」等があり、後者については、「社会会計（企業社会会計をふくむ）」、「理論会計学」等がある。

本全集の編集に当たっては、上述のごとき現代の会計学の全領域について、私どもは、体系的知覚をもって、最善の研究業績を集大成するために、あらゆる努力を傾けた。全十四巻の各巻には、私からそれぞれ各編集責任者を委嘱し、その熱心な協力と、総編集者としての私との間の頻繁な意思疎通を通じて、新しい構想のもとに次のごとき体系的な分類・配列を行ったのである。

第一巻 会計学基礎理論

第二巻 財務会計論

第三巻 会計測定の理論

第四巻 業績評価会計

第五巻 原価会計論

第六巻 会計史および会計学史

第七巻 資金会計論

第八巻 インフレーション会計

第九巻 財務諸表の監査

第十巻 国際会計基準

第十一巻 企業会計法

第十二巻 社会会計

第十三巻 税務会計論

第十四巻 理論会计学

二十世紀に入ってから、ようやく新しい社会科学の一員として登場した若い学問、近代会计学は、いわゆるパラダイム変革の時期に際会しているのではあるまいかと私は思う。パラダイムというごとき科学思想史上の基礎概念は、会計専門家にとっては、まだなじみのうすいことばであるかも知れないが、私のいうところの新しいピコンの役割を担うべき本全集の性格を説明するために、敢えて引用しておきたいのである。

科学上のパラダイムは、すくなくとも四つの要素から成る。第一の要素は、記号一般化 (symbolic generalization) である。自然科学や数学における記号一般化は、世界的に共通であり、確固不動の記号および符号の体系が存在していることは周知のところである。社会科学の領域では、共通の記号体系の確立は不十分であることをまぬがれない。しかし会計学には、ある程度記号一般化が行われている。たとえば最も単純なものだけあげておくならば、勘定的思考様式と勘定記号、バランス・シートの思考様式と貸借対照表的記号、コスト的思考様式とコスト記号等はそれである。

第二の要素は、仮説 (hypothesis) やモデル形成に対する専門家集団の間における共通の信念である。成熟した学問における偉大な仮説や、卓越したモデル形成の例を、私どもはすでに知っている。幸いにして、会計学の領域でも、「企業会計原則」の設定や、「国際会計基準」の発表の試みによって、かかる共通の信念が生まれつつあるのを見ることができよう。

第三の要素は、共通の価値観ないし目的観である。価値観の多様化が問題となっている現代社会において、共通の価値観を確立することは至難の業であるかも知れない。価値観の変化は、パラダイム変革に導く出発点となるからでもある。しかし会計学の領域では、共通の価値観がめばえつつある。すなわち会計情報の測定および伝達における適正性の探求の理念、ならびに真実性の追求の理念はまさにこれである。

第四の要素は、研究業績の範例である。パラダイムという言葉は、この範例という觀念から導き出されたものであるが、成熟した学問における定理、法則、学説等の体系はそれを代表する。社会科学の領域においても、その例を見い出すことはかならずしも困難ではない。本全集におさめられた全研究業績は、現代の会計学の成果を代表する範例の名に値するものにしたということが、私どもの念願である。

さて、本全集の執筆者総数百二十一名、最も斬新な最高の業績を集成し、ここにいわゆる会計学の新しいパラダイムの範例をつくりあげようと私どもは、努力をつくしてきた。終りに、各巻の責任編集者のご協力に感謝の意を表するとともに、総編集代表として、ご挨拶申し上げるしだいである。

昭和五十四年九月

黒 澤 清

序 文

昭和四十九年四月二日に行われた「商法」の改正、および、同日の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」の制定、あるいは、昭和五十年七月二十四日の「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則」の改正・制定、および、昭和四十九年九月二十八日の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正、ならびに、これにともなう取扱要領その他の改正、さらには、昭和四十九年八月三十日の「企業会計原則の一部修正について（企業会計審議会）」の発表以来、わが国における会計学とくに財務会計論の学習と研究の諸側面において、企業会計法研究の意義は、飛躍的に増大するにいった。

ここでいう企業会計法とは、企業会計における制度や基準が法制化されたものであるが、いったん、法令化されるにいたった企業会計の制度や基準は、逆に、現実の企業会計を大きく制約する効果をもつことになる。各種の法令によって規制・規律されている企業会計の側面を制度会計なる語をもって呼ぶならば、企業会計法と制度会計は、当然、深い関連をもつこととなり、企業会計法の研究は、制度会計の理解のためにも、きわめて重大な意味を有するであろう。

明治年代に制定された商法は、商人とくに株式会社の会計について、ある程度の法的規制を加えてきたが、企業会計法という問題意識が生まれたのは、昭和二十三年四月十三日の証券取引法制定の後であった。企業会計法の解明と研究を目的とする会計学全集の一卷が公刊されたのは、すでに古く昭和二十六年にさかのぼると思わ

れる。以後、株式会社社会計法の研究、企業会計法の講究、あるいは、より具体的に、商法と会計の關係の考察を目的とする書物の数は、決して少なくない。大勢を把握したうえでの言い方になるが、企業会計法は税務会計とならんで、第二次大戰後における会計学領域の一つをなしていたのである。

しかし、このような企業会計法の研究は、ほとんどすべて、商法学者によって行われてきた。会計学の研究者による企業会計法研究の試みは比較的少なかったばかりでなく、また、その試みの多くは、はじめにしろしたように、昭和四十九年の商法改正を契機とするものであった。この意味で、本書のように、会計学研究者だけが企業会計法の諸領域——その基本問題のほか、各論として、包括規定、財産評価規定、利益配当の規制、債権者保護の観点、株主等への情報の開示、課税所得算出の規制、ならびに、特殊問題として、公企業会計、政府による私企業会計の規制——を対象とし、会計学の立場なり視点からする研究を行った成果をまとめたことは、きわめて有意義であると確信してやまない。

法令化された会計基準、したがって、計算規定の諸条文は、かくかく解釈しなければならないといった法解釈は、法律学者により、しばしば行われるところであり、場合によっては、その方が適切であるともいえよう。しかし、会計学研究の立場からすれば、企業会計法の諸問題は、法制化ないし法令化の対象となる会計基準の正しい理解、あるいは、法制化ないし法令化の過程における会計基準の内容の再検討など、いわゆる解釈論の範囲には、とうてい入ってこないものを含んでいる。本書が企業会計法研究の正しい意味の理解、あるいは、新しい役割の認知を刺激するならば、本巻を編集した者として、望外のよろこびとするところである。

昭和五十七年一月二十日

総論	第一章 企業会計法の基本問題	東京大学教授 江村 稔
各論	第二章 企業会計法における包括規定	一橋大学教授 中村 忠
	第三章 企業会計法における財産評価規定	慶應義塾大学教授 會田 義雄
	第四章 配当規制の論理——商法計算規定の検討——	明治大学教授 森川八洲男
	第五章 企業会計法における債権者保護の視点 ——ドイツ法・EC理事会指令第四号を中心にして——	神戸大学教授 黒田 全紀
	第六章 会計情報の開示	明治大学教授 鳥村 剛雄
	第七章 課税所得の算定と企業会計	成蹊大学教授 新井益太郎
特論	第八章 公企業の会計と公企業料金	一橋大学名誉教授 西川 義朗
	第九章 経済計画と私企業会計の規制	松山商科大学教授 木内 佳市

目 次

総 論

第一章 企業会計法の基本問題

一 計算規定と会計原則の交錯	三
二 「企業会計原則」制定の効果	六
三 昭和二十五年の商法改正	一〇
四 証券取引法による規制の展開	一三
五 計算規定根本改正とその影響	一九
六 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の再確認	二四
七 会計監査人体制の導入と混乱	三三

各 論

第二章 企業会計法における包括規定……………五二

- 一 包括規定の意義とタイプ……………五二
- 二 ドイツ商法典および株式法における「正規の簿記の諸原則」……………五三
- 三 イギリス会社法における「真実かつ公正な概観」……………五五
- 四 わが商法における「公正なる会計慣行」……………五七
- 五 包括規定のあり方……………五九

第三章 企業会計法における財産評価規定……………六七

- 一 総 論……………六七
- 1 企業会計法と商法の改正……………六七
- 2 商法改正の沿革と財産評価規定……………六九
- 二 流動資産の評価……………七四
- 1 商法規定の趣旨と流動資産の意義……………七四
- 2 流動資産評価の原則……………七五
- 三 固定資産の評価……………七九
- 1 商法規定の趣旨……………七九

2	原価主義の評価原則	180
3	減価償却	183
4	予測しない減損額の控除	184
四	金銭債権の評価	186
1	商法規定の趣旨と金銭債権の意義	186
2	金銭債権の評価原則	187
五	社債その他の債券の評価	190
1	商法規定の趣旨	190
2	社債の評価原則	191
3	取引所の相場の有無等による特則	192
六	株式その他の出資の評価	193
1	商法規定の趣旨	193
2	株式の評価原則	194
3	株式評価額を減額するケース	195
4	有限会社の社員の持分その他出資持分の評価	197
七	暖簾の評価	197
1	商法規定の趣旨	197
2	暖簾の計上と評価	198

3 暖簾の償却	九
---------	---

第四章 配当規制の論理——商法計算規定の検討——

一 はじめに	101
--------	-----

二 配当規制の体系——商法計算規定の構造——	101
------------------------	-----

三 利益配当規定の検討	104
-------------	-----

1 利益配当規定の趣旨	104
-------------	-----

2 純資産控除項目の吟味	104
--------------	-----

3 総括	110
------	-----

四 純資産の内容の検討(一)——貸借対照表能力に関する問題——	113
---------------------------------	-----

五 純資産の内容の検討(二)——貸借対照表価額に関する問題——	111
---------------------------------	-----

1 各種資産項目の評価規定	111
---------------	-----

2 評価規定の検討	113
-----------	-----

六 むすび	117
-------	-----

第五章 企業会計法における債権者保護の視点

——ドイツ法・EC理事会指令第四号を中心にして——	113
---------------------------	-----

一 商業帳簿規定における債権者保護の視点	113
----------------------	-----

二	ドイツ株式法規定における債権者保護の視点	一三四
1	配当規制目標における債権者保護視点の位置	一三四
2	情報提供規制目標と債権者保護視点との関連	一三八
三	EC理事会指令第四号における債権者保護の視点	一四三
四	支配・従属関係における債権者保護の視点——結びに代えて——	一四九
第六章 会計情報の開示		
一	開示制度の概要と問題点	一五三
二	貸借対照表の開示内容	一五九
1	資産の三区分表示	一五九
2	自己株式の表示	一六〇
3	所有社債の価額	一六一
4	無形固定資産の表示	一六二
5	完全性原則と繰延資産	一六四
6	引当金計上の範囲	一六五
三	損益計算書の開示内容	一六七
1	経常損益と特別損益の区分基準	一六七
2	営業損益と営業外損益の区分基準	一六九
3	当期純利益と当期利益の区別	一七一

四	附屬明細表の開示内容	一七四
1	附屬明細表と附屬明細書	一七五
2	開示目的と記載内容	一七五
	第七章 課税所得の算定と企業会計	一七九
一	課税所得の算定	一七九
二	収益の会計	一八〇
三	費用の会計	一八六
1	役員報酬、賞与、退職金	一八七
2	交際費	一八八
3	寄付金	一八〇
4	租税公課	一八〇
5	貸倒損失	一八二
6	資産の評価損	一八三
四	資産会計	一八四
1	有価証券の会計	一八四
2	棚卸資産の会計	一八五
3	固定資産の会計	二〇五
4	繰延資産の会計	二〇六